江府町告示第35号

令和８年５月26日

江府町長　白　石　祐　治

第３回江府町議会６月定例会を下記のとおり招集する。

記

１、期　日　　令和８年６月９日

２、場　所　　江府町役場議場

〇開会日に応招した議員

前　川　文　洋	川　端　　裕	加　藤　邦　樹
芦　立　喜　男	森　田　哲　也	川　端　登志一
三　好　晋　也	長　岡　邦　一	阿　部　朝　親

〇応招しなかった議員

な　し

第3回 江 府 町 議 会 6 月 定 例 会 会 議 録 （第1日）

令和8年6月9日（火曜日）

議事日程

日程第1　会議録署名議員の指名

日程第2　会期の決定

日程第3　諸般の報告

日程第4　報告第2号　令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第5　報告第3号　令和7年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書について

日程第6　議案第49号　専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）

日程第7　議案第50号　専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第8　議案第51号　専決処分した事項の承認について（令和7年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第13号））

日程第9　議案第52号　専決処分した事項の承認について（令和8年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号））

日程第10　議案第53号　江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

日程第11　議案第54号　江府町地下水採取に関する条例の一部改正について

日程第12　議案第55号　江府町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第13　議案第56号　鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第14　議案第57号　令和8年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）

日程第15　議案第58号　令和8年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

日程第16　議案第59号　令和8年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）

日程第17　議案第60号　令和8年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）

日程第18　議案第61号　令和８年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

日程第19　議案第62号　令和８年度江府町下水道等事業会計補正予算（第１号）

日程第20　議案第63号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第21　議案第64号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第22　議案第65号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第23　議案第66号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第24　議案第67号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第25　議案第68号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第26　議案第69号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第27　議案第70号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第28　議案第71号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第29　議案第72号　江府町農業委員会委員の任命について

日程第30　議案第73号　江府町農業委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（９名）

１番　前　川　文　洋	２番　川　端　　裕	３番　加　藤　邦　樹
４番　芦　立　喜　男	５番　森　田　哲　也	６番　川　端　登志一
７番　三　好　晋　也	８番　長　岡　邦　一	９番　阿　部　朝　親

欠席議員（なし）

欠　　員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 …… 藤　原　　靖

説明のため出席した者の職氏名

町長	白　石　祐　治	副町長	八　幡　徳　弘
教育長	富　田　敦　司	総務課長	生　田　志　保
住民生活課長	松　原　順　二	産業建設課長	末　次　義　晃
教育課長	谷　口　博　志	会計管理者	長　尾　英　俊

午前１０時００分開会

○議長（阿部　朝親君）　ただいまの出席議員数は９名です。

地方自治法第１１３条の規定による定足数に達していますので、令和８年第３回江府町議会６月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

なお、日程に先立ち、傍聴の方にお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いをいたします。

直ちに議事に入ります。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（阿部　朝親君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において、３番、加藤邦樹議員、４番、芦立喜男議員の両名を指名いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（阿部　朝親君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたので、おはかりいたします。

今期定例会の会期は、本日より６月１５日までの７日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は７日間と決定いたしました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第３　諸般の報告

○議長（阿部　朝親君）　日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

３月議会以降の議会活動については、タブレットに配信しました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことでご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が議長の手元に提出されております。

詳細については、事務局のほうでご覧願います。

本日までに受理した陳情は、タブレットに配信しました陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

続いて、町長報告を行います。

町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきますようお願いします。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　行政報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただけたらと思いますが、まず、１ページ目でございます。２番目にコミュニティ・パーク事業状況というのが書いてございますけれども、この中で４月２４日に設計内容ＶＥ会議っていうのが書いてありますが、これについてだけちょっと説明をしておきますと、ＶＥっていうのはバリューエンジニアリングの略でございます。意味が建築物の機能を落とさずに全体のコストを下げるための組織的な改善運動ということだそうでございまして、この設計段階で行う訳なんですけれども、この設計段階で行うバリューエンジニアリングっていうものが最もコストの削減効果が高いということで、こういったことを今させていただいているところでございます。

１ページめくっていただいて３ページでございます。中程より下の奥大山自然塾の状況が書いてございますが、このとおりなんですけれども、６月１８日木曜日でございますが、１０時から１１時半に防災情報センターの２階で明徳学園の一般講座として古川重樹さんをお招きして、奥大山自然塾が誕生した物語とこれからどうやっていくのかっていうようなことを、対談をしたいというふうに考えております。これは、ここに書いてありますが、学びの状況では結構外部の方が大勢来ていただくような傾向になっておりますが、やはり町内の方、なかなか自然豊富な町内に住んでおられるので、この自然塾へ足を運んでいただくのは少ないということもありまして、そういった町民の方に是非お話をさせていただこうということでこの企画をやるものでございます。議員の皆様ももしよろしければご参加いただけたらというふうに思います。

続きまして、４ページでございます。上のほうに、地域密着型生活インフラ事業推進連携協定調印式というのがございます。これは、町内に合同会社えんちゃんがございまして、移動販売を

されておりますけれども、ここにアクシスＩＴパートナーズという会社が一緒に連携をすることによりまして、共同輸配送網を構築すると。端的に言うと、えんちゃんが宅急便の仕事もするみたいな感じでございます。外から来たものを各家庭のほうまでお届けする、あるいは、集会所までお届けするというようなことができる実験をするということでございます。この調印式をやったときには、まだ国からの事業が採択されておりませんでしたけれども、幸い内示をいただきまして事業ができるということになりましたので、例えば、丸合さんの商品がご家庭に届くということもこれで可能になるといったようなことでございます。この実験の成果を楽しみにしたいと、上手くいけばこれを日野郡のほうにも広げていきたいなということを考えているところでございます。

めくっていただきまして、一番下でございます。江府町新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改訂ということでございます。その後に結構たくさんの資料が付いておりますけども、２０１５年、平成２７年２月に制定した行動計画があるんですけれども、その後で、新型コロナウイルス感染症などが起こりましたので、いろいろそういったことを加味いたしまして行動計画を全面改訂するといったようなものでございます。本当にかなり分量がございますので、後程ご覧いただければというふうに思います。

ずっと、飛びまして産業建設課のところでございます。飛べましたでしょうか、６２ページなんでしょうか、その中程に、株式会社エブリイホーミイホールディングスとの連携協定に関する協定調印式というのがございます。これは、エブリイさんという会社、福山のほうにございますけれども、地域を大事にする、ご縁を大事にする、そういったスーパーさんでございまして、山陽で活躍されておるんですけれども、是非、奥大山のいいものを福山のほう、あるいは岡山のほうでも販売したいということで江府町と連携をするものでございます。当初は奥大山の水に着目されて、その水を使っていろいろな商品ができないかみたいなお話もあったんですけれども、とりあえずは、江府町の農産物をこちらの会社と連携して山陽のほうに出すと、そういったようなきっかけがこれでできるということでございます。今後が楽しみな事業でございますので、一緒にお付き合いしていきたいなというふうに思っております。

最後でございます。教育委員会のところなんですけれども、中程より下に、海外研修の話が出てきております。５月２４日には研修報告会がありまして、ちょっと私は行けなかったんですけれども、４０人ほどご参加いただいたようでございます。この中で印象に残ったのは、やはり行かれた生徒さんが、台湾に行かれて台湾でのまちづくりっていうものを肌で感じられて、それを自分なりに解釈をされて、やっぱり周りとうまく協力しながら町を盛り上げていきたいというこ

とを、アイデアを形にしたいとおっしゃったことが私は凄く印象に残りました。これは中学生の頃にアントレプレナーシップスクールでもってアイデアを形にするといったようなことを取り組んでおりましたけれども、それを海外に行ってやはり実感をして、そういうことを自分もやりたいという発言があったようでございますので、そういったことはとてもいいこと、いい流れができているなという感じがいたしましたので、ここで改めて報告をさせていただきました。簡単ですけども、私からの報告は以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４　報告第２号　から　日程第５　報告第３号

○議長（阿部　朝親君）　日程第４、報告第２号、令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから、日程第５、報告第３号、令和７年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についての以上２件を一括議題とします。

町長から報告をお願いします。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　報告第２号でございます。令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。本報告は、令和７年度において実施予定でありました上下水道公営企業会計システム更新業務他３億２，６６１万５，４２５円を令和８年度に繰り越し実施するもので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により、議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第３号でございます。令和７年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。本報告は、令和７年度において実施予定でありました深山口地区配水池等建設及び配水管布設工事１億２，０００万円を令和８年度に繰り越し実施いたしたく、地方公営企業法第２６条第３項の規定により、議会に報告するものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当よりご説明させますのでお聴き取りください。以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。報告第２号、令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明をいたします。議案綴りの２ページ目をお願いいたします。一番上、総務管理費、上下水公営企業会計システム更新業務から、消防費、防災基地排水路改修工事まで、ここに掲げております１９事業合わせまして、総事業費３億２，６６１万５，４２５円のうち、３億２，６６０万５，４２５円を令和８年度に繰越して実施するものでございます。

説明は以上です。

○議長（阿部　朝親君）　末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　失礼いたします。報告第３号、令和７年度江府町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。議案綴りを１枚おはぐりください。款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、配水管設備改良事業でございます。予算計上額１億２，０００万を全額翌年度に繰り越しでございます。工事の内容としては、深山口地区の配水管の設置工事でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　日程第４、報告第２号から日程第５、報告第３号の以上２件は、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告のみでありますが、この際質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

以上、２件の報告は終了いたします。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６　議案第４９号　から　日程第７　議案第５０号

○議長（阿部　朝親君）　日程第６、議案第４９号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）から、日程第７、議案第５０号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の以上２件を一括議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第４９号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。江府町税条例一部改正についてでございます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和８年３月３１日に公布されたことに伴い、江府町税条例の所要の改正をいたしたものでございます。

続きまして、議案第５０号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本年３月定例議会におきまして、一部改正のご承認をいただきました江府町国民健康保険税条例の税率について、令和８年度国民健康保険税の本算定に向けた総合行政システム税率設定等の作業を行っていた際、本来算出されるべき税率との間に不一致があることが判明いたしました。本案は、令和８年度国民健康保険税の本算定賦課処理および納税通知書の発送に影響を及ぼさないよう、令和８年６月４日の賦課処理前に正しい税率へ改正をいたしたものでございます。議案第４９号、５０号につきましては、緊

急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。なお、議案の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原　順二君）　失礼します。専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）の概要について説明させていただきます。本会議資料のほうをご覧いただければと思います。表紙の次のページと１ページ２ページ目に概要を記載しております。今回の主な改正内容のみかいつまんで説明させていただければと思います。まず、固定資産税関係でございます。固定資産税の課税標準額の免税点の引き上げが行われております。土地については変更はありませんが、家屋につきましては、２０万円から３０万円に引き上げとなっております。償却資産についても１５０万円から１８０万円に引き上げとなっております。それから、災害特例の追加といたしまして、令和６年能登半島地震に係る固定資産税の特例措置に対する適用などが規定に盛り込まれました。続きまして、２番目に、軽自動車税関係でございます。こちらにつきましては、税目名および規定の整理が行われております。まず、令和８年３月３１日をもって軽自動車税環境性能割が廃止されました。そのほかには、種別割というものがありますが、この軽自動車種別割から軽自動車税という名称に変更されております。ここの種別割の税目そのもの自体は変更はございません。それから、グリーン化特例、３輪以上の軽自動車の税率が、特例が延長されております。令和７年４月１日から改正後が令和１０年３月３１日まで延長されております。３番目に個人の町民税関係でございます。こちらにつきましては、何点かありますけれども、主なものだけ列記させていただいております。まず、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の簡素化が行われております。その次に住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の延長がなされております。改正前は、令和２０年度まで、居住が令和７年までから、改正後は、令和２５年度まで、居住年令和１２年まで延長されております。そのほか、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例も延長されております。令和９年度までから令和１２年度までに延長されております。次のページをご覧ください。この度の条例改正につきましては、原則４月１日から施行されますが、一部こちらの表に記載しておりますとおり施行期日が異なっております。令和８年４月１日からは軽自動車税の税体系、税率特例の改正について。令和９年１月１日からが、先程申し上げました町民税の申告、住宅ローン控除の期限延長、令和２５年度までというものでございます。それから固定資産税の免税点の引き上げは、令和９年４月１日からになります。令

和８年度は、今までどおりということでございます。更に、令和１０年１月１日からは、寄附金控除額に特例控除の見直しなど、それから特定暗号資産に係る分離課税特例の適用開始などが行われます。税条例の改正については以上でございます。

続きまして、議案第５０号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の概要について説明させていただきます。こちらは、先程の本会議資料の次のページをご覧いただければと思います。こちらにつきましては、上段に令和８年３月議会で議決いただきました税率設定の内容を記載しております。この際、新設されました子ども・子育て支援金分というものが新たに税率が設定されまして、こちらの内、基本となる均等割額、平等割額、１８歳以上被保険者均等割額、こちらについては、県の保険者の算定を参考に設定させていただきました。こちらについては、誤りはございませんが、そのあと、７割軽減、５割軽減、２割軽減を計算する際には当然この基になった数字から７割、５割、２割を減額しまして計算、税率設定をさせてもらいます。また平等割についてもそのとおりでございますが、この計算をする際に単純な計算式の誤り、あるいは引用の誤りを気付かずにそのまま条例改正をしておりまして、こちらの下段に記載しております黄色の箇所が本来正しいものでございますが、こちらのほうに訂正をさせていただければというものでございます。これは、完全に確認ミスでございまして本当に深くお詫び申し上げますとともにこういうことが二度とないようにダブルチェックを必ずするようにいたしたいと思っております。内容につきましては、ここの黄色に掲げております均等割りについては、３２７円が１４０円であるべきもの、更に２割軽減世帯については、９３円ではなくて３７４円が未就学児軽減の金額となっております。更に、平等割のほうにつきましては、５１７円を記載しておりましたが、これは完全に端数処理、１円未満の端数処理の計算の誤りでございまして、５１６円。それから下段の２割軽減が１４７円といったもの、この４つの箇所の訂正をお願いできればというもので、賦課前の５月２１日に専決処分させていただいた次第でございます。説明については以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　これから議案等に対する質疑を行います。

質疑は、１議案ごとに処理進行いたします。

日程第６、議案第４９号、専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第７、議案第５０号、専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第８　議案第５１号　から　日程第９　議案第５２号

○議長（阿部　朝親君）　日程第８、議案第５１号、専決処分した事項の承認について（令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第１３号））から、日程第９、議案第５２号、専決処分した事項の承認について（令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第１号））の以上２件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第５１号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第１３号）でございます。本案は、本年３月３０日に受領した企業版ふるさと納税について、企業版ふるさと納税基金に積み立てるため、歳出予算を増額いたしたものでございます。

続きまして、議案第５２号でございます。専決処分した事項の承認についてでございます。令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第１号）でございます。本案は、食料品価格等の物価高騰に係る生活支援として、町民に対し、食料品等の購入に使用できる江府町物価高騰生活応援券の配布につき、社会状況を鑑み速やかに行うための経費を増額いたしたものでございます。議案第５１号、５２号の２議案につきましては、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。いずれも議案綴りをご覧になっていただきたいと思います。まず、議案第５１号、専決処分した事項の承認についてでございます。令和８年３月３０日付けで専決処分いたしました令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算について本議会に報告しご承認をお願いするものでございます。次のページに専決処分書を付けております。補正予算の内容はその次のページの一般会計補正予算（第１３号）に記載をしております。まず、

次のページの第１表、歳入歳出予算補正です。１ページ歳入、寄附金８００万円。企業版ふるさと納税をお受けしたものでございます。次に、２ページ、歳出、諸支出金、基金費８００万円。こちらは企業版ふるさと納税基金に積み立てを行ったものでございます。なお、３ページ以降に事項別明細書を付けておりますので、お読み取りいただきたいと思います。

続きまして、議案第５２号、こちらも専決処分した事項の承認についてでございます。議案綴りをお願いします。令和８年５月１日付けで専決処分いたしました、令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算についてご承認をお願いするものでございます。次のページに専決処分書を付けております。補正予算の内容はその次のページの一般会計補正予算（第１号）に記載をしております。次のページをご覧ください。まず、第１表、歳入歳出予算補正です。１ページ歳入、国庫補助金２，８１４万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。次に、２ページ、歳出、民生費、社会福祉費２，８１４万円です。物価高騰支援といたしまして、食料品等の購入に使用できる江府町物価高騰生活応援券の配布を速やかに行うための経費でございます。商品券は昨日発送しており精算等の事務は商工会に委託して行います。なお、３ページ以降に事項別明細書を付けておりますので、お読み取りいただきたいと思います。議案第５１号、５２号の説明は以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　これから議案に対する質疑を行います。

質疑は、１議案ごとに処理進行いたします。

日程第８、議案第５１号、専決処分した事項の承認について（令和７年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第１３号））の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第９、議案第５２号、専決処分した事項の承認について（令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第１号））の質疑を行います。

１番、前川議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　この歳出の業務委託料２，７３８万円ですけれども、生活応援券ということで昨日発送されたということですが、これは世帯に辺りいくらとか、一人当たりいくらとかその辺りの詳細を教えていただけますか。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　チラシにてお配りをしておりますが、一人当たり１万円。そして、子育て世帯への支援ということで、１８歳未満の子どもさんには、更に１万円追加。ひとり２万

円ということで配布をいたします。以上です。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいですか、他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

────────────────・────・────────────────

日程第１０　議案第５３号　から　日程第１１　議案第５４号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１０、議案第５３号、江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてから、日程第１１、議案第５４号、江府町地下水採取に関する条例の一部改正についての以上2件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第５３号でございます。江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、令和6年能登半島地震を受け、災害時に応急作業等に従事した職員に対し支給される手当の運用について総務省から通知が出されたため、この趣旨を踏まえ本条例の所要の改正をいたすものでございます。

続いて、議案第５４でございます。江府町地下水採取に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、地下水利用の公平性を担保するとともに、乱獲を未然に防止するための審議会を設置するため、本条例の所要の改正を行うものでございます。以上、議案第５３号、５４号の2議案は、地方自治法第９６条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、内容の詳細につきましては、担当より説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。議案第５３号、江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。議案綴りをお願いします。本案は、令和6年能登半島地震を受けて、総務省から出された運用通知の趣旨を踏まえ、本条例に災害応急作業等手当を新たに設け、その支給範囲、支給額を定めるものでございます。新旧対照表をご覧ください。まず、第2条、特殊勤務手当の種類のところに左側改正後です。第5号として、下線をしております。災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当、これを新設いたします。第3条からは、それぞれ既定の手当の支給範囲、支給額等について規定をしておりますが、これに第7条といたしまして、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当、こちらを新設いたしまして、第1項に

対象となる従事作業の範囲、第２項にその作業内容に応じた支給額を国に準じまして定めております。また、第３項では、作業が夜間早朝に及んだ場合の割り増し、第４項には、同日中に複数の作業に従事した場合には、計算した額の内、最も高い額を支給することを規定をいたしております。第８条、委任につきましては、第７条を新設したことによります条ずれを整理するものでございます。附則といたしまして、施行期日を公布の日と定めております。議案第５３号の説明は以上です。

○議長（阿部　朝親君）　末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　失礼します。議案第５４号、江府町地下水採取に関する条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案綴りを１枚おはぐりください。新旧対照表を載せさせていただいております。この地下水採取条例につきましては、地下水の保全と持続的な利用に関することを定めたものでございますが、この内容について見直しをするものでございます。多く分けまして、許可に係る基準の見直し、それから許可申請があった場合に審査をするわけですが、その審査を諮問する機関の見直しの２点が大きな内容となっております。それでは、新旧対照表に従いましてご説明をさせていただきます。第７条、許可の基準でございます。こちらにつきまして、（２）のところに許可の基準が謳ってあるわけでございます。改正前については、８平方センチメートル以下のものに限るということで、この地下水採取に係る吐出口の断面積８平方センチメートル以下のものしか基本的に認めないというものでございました。こちらを改正後、ご覧いただけたらと思いますが、吐出口の断面積６平方センチメートル以上のものに限るというふうにさせていただいております。こちらは、従前の改正前のものが先程言いました８平方センチメートル以上のものが掘れないということから、改正後につきましては、６平方センチメートル以上のものについては、許可の対象にします。それ以下のものについては、届け出の対象にさせていただくという整備でございます。従いまして、従来の８平方センチ以上のものでも申請が可能になったということでございます。イメージをつかんでいただくために直径で申し上げます。８平方センチメートルというのが大体直径で言いますと、３２ミリ程度のものでございます。それから６平方センチメートルで言いますと、２７ミリ程度というふうにイメージしていただけたらよろしいかと思います。続きまして、隣のページでございます。第８条、工事の完了検査というふうになっております。こちらの改正後の２をご覧いただければと思います。先程の基準、新しい基準、６平方センチメートル未満のものを設置しようとする場合には、届出書を町長のほうに提出しなければならないというふうに定めております。続きまして、第９条でございます。審議会への諮問でございます。こちらにつきましては、従前は、総合計画審議会へ諮問

するというふうになっておりました。しかしながら、地下水の状況というものは、やはり専門家の方に加わっていただく必要があるというふうに考えておりまして、この度、江府町地下水保全審議会を設置させていただいて、そちらで審議をしていただくというものでございます。第９条の２以降にその審議会の概要について記載させていただいております。審議委員７名以内、それから委員の任期は２年、補欠の任期、前任者の残任期間、それから審議会に会長副会長を互選で置くというところ、１枚おはぐりいただいて、審議会の概要について記載させていただいております。附則でございます。施行期日については、１、この条例は、公布の日から施行するとしております。それから、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正ということで、２、江府町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するということで、別表にあります、福祉事務所嘱託精神科医の項の次に次のように加えるとさせていただいております。江府町地下水保全審議会委員（大学教授等）が９，０００円。それ以外の方におかれましては、３，５００円とさせていただいておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　これから、議案等に対する質疑を行います。

質疑は、１議案ごとに処理進行いたします。

日程第１０、議案第５３号、江府町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１１、議案第５４号、江府町地下水採取に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

１番、前川君。

○議員（１番　前川　文洋君）　先程、ご説明いただきましたが、少し理解が及ばないんですが、私、これ、以上と以下っていうのが逆に考えておりましたが、要するに小さい物であれば許可がいる。大きいものであれば許可が不要になるという考え方でよろしいですか。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　すみません、ちょっと説明が悪かったかもしれません。従前の条例では、江府町内では８平方センチメートル以上の面積のある井戸が掘れなかったということになります。先ほど言いましたように、直径で考えますと、約３２ミリ程度のものでございます。一般家庭であれば賄えるかもしれませんが、例えば、企業誘致等で活用していただくという状況

になった場合にとてもそれでは企業のほうも活動ができないということが想像されます。そういった条例であったんですが、近隣の県内の実態を確認させていただいたところ、いずれも改正後の内容、6平方センチ以上のものを許可とします。6平方センチ未満のものについては、届け出でいいですよという整理になっておりまして、従前の条例の8平方センチ以上のものが江府町では掘れないという状況が掘れるようになったということ、但し、許可に係る基準については、6平方センチからですよということで下げさせていただいたということでございます。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいでしょうか。

1番、前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　ということは、より大きな、より大規模に地下水をくみ上げることが出来るようにしましょうと、但し、それが届け出で良い物と許可で良い物ができたという理解かとしました。ありがとうございます。まず、今、少しご説明あったと思いますが、このタイミングにこの時期において、平成24年からのものをそのようにしなければならないという具体的な必要性というものはありますでしょうか。企業さんからご要望があったとかそういったことはありましたか。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　具体的にはあっているわけではありませんが、例えば、地下水を採取されとる企業さんがいくつかあるわけでございますけども、そういった井戸でなんらかのトラブル、井戸が枯れてしまったとか、水量が減った、もしくは水質が悪くなったといったようなことも想像されると思います。そういった場合に、代替の井戸ということが必要になってくると思うんですが、現状の条例では、そういったものに対応ができない。そうなってくれば、せっかく江府町で創業していただいている企業さんが、創業が続けられないということが予測されるということと、近隣自治体の先程言いましたように、条例を確認させていただいた際に本町の条例が先程ご説明させていただいたような状況であったために、近隣の自治体と歩調を合わさせていただいたというところでございます。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいですか。

1番、前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　江府町の重要な資源である水ということに対して枯れてしまうので別の所に穴を掘りましょうというのはちょっとそれは町の姿勢としてはどうかなというふうには思います。もう一つ、この7人以内をもって組織するという、第9条の3のところなんですけれども、以内というのは、ひとりでも良いという理解でしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　副町長。

○副町長（八幡　徳弘君）　若干、法制執務的な観点にたちますんで私のほうから。７名以内と言いますのは、７名と定めてしまいますと、急遽の欠員が発生したときに条例違反になってしまうということがありまして、概ねの目安として定めたものというふうに理解をしていただければいいと思います。構成は、条例には掲げておりませんけれども、担当課から説明がありましたように、原則禁止であったものを原則利用可能とするという白黒反転させるような条例の建付けにしておりまして、これはさっきご質問がありましたように江府町の大事な資源でありますと、活用を模索される企業様に対してうちは基本的に掘れませんというようなことでは資源の活用という観点から遅れをとってしまいかねないということで、原則、掘れないという状況から許可基準は厳しくして専門家の厳しい厳しい審査を経て許可をしますよという、資源の利用をきちんと説明責任を果たしつつ促進するという観点の条例に今回建付けを変えたわけであります。そういう意味で専門家の方を過半数を揃えた審議会という構成を考えておりまして、そういう意味で単価にも差を付けたりしているわけであります。そういった意味で先生方のご都合によって急遽欠員が出てしまうとか、そういうこともありますので以内という表現にしたところであります。

○議長（阿部　朝親君）　他にはありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第１２　議案第５５号　から　日程第１３　議案第５６号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１２、議案第５５号、江府町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてから、日程第１３、議案第５６号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についての以上２件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第５５号でございます。江府町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてでございます。本案は、地方自治法第２５２条の１４第１項の規定に基づき、予防接種法に定める健康被害救済制度に係る本町における予防接種健康被害調査委員会の設置及び調査に関する事務を鳥取県に委託することとし、そのために必要となる規約を鳥取県と協議して定めることについて、同法第２５２条の１

４第３項において準用する同法第２５２条の２第３項の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。

続きまして、議案第５６号でございます。鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。本案は、地方自治法第２５２条の７第１項の規定に基づき設置する鳥取県行政不服審査会の構成団体が解散することに伴い、同法第２５２条の２第３項の規定により、議会の議決を得たく提案するものでございます。なお、以上２議案の内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、お聴き取りの上、ご審議ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　松原住民生活課長。

○住民生活課長（松原　順二君）　失礼します。そうしますと、議案第５５号の詳細について説明させていただきます。こちらにつきましては、予防接種健康被害救済制度につきましては、予防接種法に基づきまして医療費や年金など健康被害が生じた場合には、給付が受けられる制度でございますが、この予防接種健康被害調査委員会というものは、法令に基づきまして市町村が設置するように位置づけられております。しかしながら、かなり専門的な調査が必要でございまして、小児科医、内科医、法律の専門家など非常に多岐にわたる委員の確保が必要でありまして、町が単独でこのようなものを個別に委員会を設置するというのは非常に困難であります。そのようなことから人材の確保や財政面、それから迅速に対応するということも含めまして、鳥取県に委託できないかというのを県内市町村あるいは鳥取県と協議をしてまいったところでございます。一方で、鳥取県におきましては、新型コロナウイルスの際に全国初だったと認識をしていますが、すでに専門的な知見を有する鳥取県予防接種健康被害調査委員会が設置されております。本来は、市町村がすべきところを鳥取県がこのようなものを設けられておりますので、ここにこの事務を委託できないかというものでございます。その規約につきましては、１９市町村それから鳥取県がこのようなことで協議を進めておりまして、規約の案につきましては、議案のとおりでございまして、この調査それから運営、委員会の設置、それから実際に起こったときの審査を県に委託するというものでございます。その分につきましての費用負担はそれぞれの１件、例えば、予防接種の健康被害が出てきましたら１件当たり幾らというような負担金を町が県にお支払いするというようなことで今協議を進めているところでございます。こちらについては以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　議案第５６号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明をいたします。本案は、米子市日吉津村中学校組合の解散に伴いまして、本

規約から同組合を削除するため議会へ協議をするものでございます。議案綴り２ページ目の新旧対照表をご覧ください。第１条別表、右側改正前、下線部米子市日吉津村中学校組合を左側改正後で削除をしております。附則といたしまして、各構成団体の協議が整った後に執行、令和８年４月１日適用とすることを規定しております。議案第５６号の説明は以上です。

○議長（阿部　朝親君）　これから、議案等に対する質疑を行います。

質疑は、１議案ごとに処理進行いたします。

日程第１２、議案第５５号、江府町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１３、議案第５６号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についての質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

────────────・────・────────────

日程第１４　議案第５７号　から　日程第１９　議案第６２号

○議長（阿部　朝親君）　日程第１４、議案第５７号、令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第２号）から、日程第１９、議案第６２号、令和８年度江府町下水道等事業会計補正予算（第１号）の以上６件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第５７号でございます。令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第２号）でございます。本案は、令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ５，９６５万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５０億７７９万６，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第５８号でございます。令和８年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ３８万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億７，１９７万４，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第５９号でございます。令和８年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会

計（保険事業勘定）補正予算（第１号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ６２万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ５億５，４５０万５，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第６０号でございます。令和８年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第１号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ３８万６，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４５７万６，０００円といたすものでございます。

続きまして、議案第６１号でございます。令和８年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第１号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、水道事業収益に２２５万９，０００円、水道事業費用に２２５万９，０００円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益１億１，２２０万４，０００円、水道事業費用１億１，２２０万４，０００円といたすものでございます。また、資本的収支につきまして、資本的収入に３，８２２万５，０００円、資本的支出に３，８２２万５，０００円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入１億３，８２７万２，０００円、資本的支出１億９，２１９万円といたすものでございます。地方公営企業法第２４条第３項の規定に基づき提出したものであり、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。

続きまして、議案第６２号でございます。令和８年度江府町下水道等事業会計補正予算（第１号）でございます。本案は、収益的収支につきまして、下水道事業収益に２１０万５，０００円、下水道事業費用に２１０万５，０００円を追加し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益、下水道事業費用を１億８，９５４万６，０００円といたすものでございます。また、資本的収支につきまして、資本的収入から４，２８１万７，０００円、資本的支出から４，２８１万７，０００円をそれぞれ減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入１億９，９５６万円、資本的支出２億５，２２３万１，０００円といたすものでございます。地方公営企業法第２４条第３項の規定に基づき提出したもので、地方自治法第９６条第１項第２号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。以上、一般会計、特別会計、公営企業会計補正予算６議案の内容の詳細につきましては、担当からご説明させますのでお聴き取りの上、ご審議ご承認を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（阿部　朝親君）　生田総務課長。

○総務課長（生田　志保君）　失礼します。議案第５７号についてご説明をいたします。資料は、議案綴りと別に配付しております、江府町議会本会議資料をご覧になっていただきたいと思いま

す。本会議資料４ページ目をご覧ください。今回、歳入歳出それぞれ５，９６５万６，０００円を追加する一般会計補正予算の概要をまとめております。歳入歳出ともに主なものについてご説明をいたします。まず、歳入です。一部詳細は歳出で説明させていただきます。特別交付税、コミュニティパークプロモーション経費分５８５万円。サーモン養殖事業に係る地域おこし協力隊分９１５万４，０００円でございます。国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金５３０万円。指定管理者の物価上昇支援にこちらを充当したいと思います。次の新しい地方経済生活環境交付金、こちらは６５０万円ですが、コミュニティ・パークをはじめとする事業が認定されましたので、このたびソフト事業について予算計上をするものでございます。過疎地域持続的支援事業補助金２，０００万円です。こちらは買い物をはじめとする生活支援事業実証実験に係るものでございます。地域未来交付金地域防災緊急準備型１２４万円。防災資器材の購入に充当いたします。道路局所管補助金は、補助金の確定により１，０５２万３，０００円の減です。続いて、県補助金の市町村振興交付金です。鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金２８１万９，０００円です。こちらは、現在進行しております、まちの本屋プロジェクト事業に充当をいたします。続きまして、二地域居住推進交付金１００万円です。従前、二地域居住交通費支援事業費補助金として組んでおりましたものを一旦減額し、補助内容が改正となりましたのでこちらで計上いたします。鳥取県家計負担激変緩和対策事業補助金５万２，０００円、生活困窮世帯の扶助費に充当いたします。消防防災施設整備費補助金３万円、こちらは県補助要綱の改正による増額でございます。繰入金、ふるさと応援基金繰入金１，３９１万４，０００円です。主な充当先については、後程、歳出でご説明をいたします。歳入です、スポーツ振興くじ助成金５０万円、施設の小修繕、備品の購入等に充当可能な助成金が付きましたので計上をしております。続きまして、歳出です。こちらは、人事異動に伴います人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。まず、総務費の内、総務管理費、出かける役場買い物環境支援事業２，０００万円でございます。先程、町長行政報告で申し上げましたとおり、５月２０日に行いました、アクシス、えんちゃんとの協定に基づきまして買い物を中心とする生活支援について実証実験を行うものでございます。近日中に集落へ出向き説明を行う予定としております。続いて、総合事務組合負担金です。１，６４０万円、こちらは退職手当の負担に係るルール分でございます。地域おこし協力隊委嘱経費９１５万４，０００円。サーモン養殖事業の開始に向けまして２名の協力隊員を再募集いたします。戸籍住民基本台帳費１７３万８，０００円。こちらは、戸籍附票への旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修によるものでございます。続いて、民生費、社会福祉費です。俣野ふれ愛学舎トイレ等改修工事５１９万３，０００円です。俣野ふ

れ愛学舎のトイレのバリアフリー化、手洗いの高さの改善、それから調理室の調理台シンクを大人に合った高さ等に改修するものでございます。ふるさと応援基金クラウドファンディング分を充当して行います。続いて、物価高騰対策支援補助金５００万円です。こちらは、指定管理者に係る物価高騰支援を行うものです。国庫補助金を充当します。次に、家計負担激変緩和対策扶助費１０万5，０００円です。生活困窮世帯への支援を行うもので７，０００円の１５世帯分を計上しております。２分の１の県補助があります。続いて、児童福祉費、コミュニティパークプロモーション委託料１，３００万円です。豊田アドバイザーを中心にプロモーション戦略を立てまして人物キャラクターの設定、ＳＮＳでの情報発信や新聞テレビなどへの情報提供を積極的に行っていくための総合的な提案をいただく経費、また、町民向けのキックオフイベントなどの経費でございます。こちらは交付金が半分充当され、残りの半分に特別地方交付税があたります。生活保護費は医療扶助費の調整による減額です。次に、衛生費です。保健衛生費の食生活改善推進協議会補助金１１万７，０００円です。こちらは、会員研修の企画調整をされ、貸し切りバス経費等のご要望がありましたのでこれを補助いたすものでございます。上水道費、簡易水道事業補助金２３５万円は、公営企業会計へ繰り出すものです。次に、農林水産業費、農業費、奥大山農業公社運営補助金７０７万円です。事務局長を役場から派遣しておりましたけれども、直接雇用に変更したこと、それから従業者の給料を全体的に見直したことによります補助金の増となります。その下です、畜産経営緊急救済事業費補助金１４万８，０００円。物価高騰による飼料代とうの経営支援を行うものです。こちらも交付金を充当いたします。その下、二つの下水道事業補助金１４７万6，０００円と林業費の３万円、それぞれ公営企業会計へ繰り出すものでございます。商工費です。サーモン養殖事業が今月末頃から稼働するにあたりまして、電気代１０か月分を計上いたします。また、ブランド展開についての検討委託料として２５０万円を計上しております。地方創生拠点整備交付金を２分の１充当いたします。商工費の一番下です。町商工会補助金４０万円です。県への負担金増額等によりまして経営改善事業補助金増のご要望をいただきましたので、この度補正をお願いするものでございます。土木費、橋梁修繕工事は国庫補助配分額の確定によりまして１，７０８万2，０００円の減額となっております。ロータリー除雪車購入１３１万円です。当初予算計上時からの物価上昇に係ります不足分をこの度お願いするものでございます。その下です、下水道費、下水道事業補助金はこちらも公営企業会計へ繰り出すものでございます。消防費です。防災基地排水路改修工事５６７万2，０００円です。資材単価等の高騰によるもので昨年度から繰り越しております。コストを下げる方法について改めて見直しを行ったところですが、この結果の増額となっております。その下です。防災資器機材購入というこ

とで２４８万９，０００円計上しております。地域未来交付金、避難所環境整備事業費を２分の１充当してプライバシーテント２０張、折り畳みテント５０台、トイレ用テント４張りを購入いたします。その下です、感震ブレーカー設置補助金６万円です。鳥取県補助金の補助率が３分の１から２分の１へ変更となりましたので、町も補助率を同様に変更するものです。これにより、上限６万円で設置者の負担は無くなることになります。教育費です。社会教育費、公民館改修補助金２００万円です。こちらは、公民館の修繕につきまして要望が出ております。要綱がありますので、こちらに合わせまして、事業費２分の１補助の上限額２００万円を計上しております。その下です、七色ガシ二次利用事業委託料６９万１，０００円です。残念ながら昨年倒れてしまいました七色ガシの木を使いまして太鼓のバチやオブジェを作ることで七色ガシを後世に伝えていくための経費でございます。ふるさと応援基金クラウドファンディング分を充当いたします。次に、保健体育費、施設等一般修繕料５０万円です。スポーツ振興くじの助成が決定いたしましたので、運動公園施設の修繕料として一旦計上をしております。次に、諸支出金、基金費、ふるさと応援基金、海外チャレンジ事業分としていただいた寄附を基金に積み立てるものでございます。補正につきましては、次ページ以降に事項別明細書を付けておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。議案第５７号、一般会計補正予算（第２号）の説明は以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　松原課長。

○住民生活課長（松原　順二君）　失礼します。議案第５８号、江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第１号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましては、本会議資料の最終ページをご覧いただければと思います。あとは、予算書のほうをまた対比して見ていただければと思います。今回の補正につきまして、総務費、総務管理費３６万９，０００円を増額補正させていただいております。こちらにつきましては、国民健康保険資格システムの改修が必要になりまして、そのシステム改修委託料としまして、３６万９，０００円増額補正させていただいております。また、ガイドブックやパンフレットなど当初予算から値上げがございまして、それに対する予算計上としまして２万を予算増としております。合わせまして３８万９，０００円の増額補正でございます。歳入につきまして、繰入金を増額させていただいております。

続きまして、議案第５９号、江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第１号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましても、歳出のほうまず説明させていただきます。総務費、総務管理費１２４万３，０００円、介護保険システム改修委託料としてでございます。こちらにつきましては、令和８年８月１日から施行されます補足給付、居住費・食費の見直しがございまして、こちらに対応しますためのシステム改修を予定しております。

予備費につきましては、組み替えをさせていただきまして、６２万２，０００円の減でございます。歳入につきましては、国からの補助金２分の１相当ですが、６２万１，０００円介護保険事業費補助金として歳入を見込んでおります。

続きまして、議案第６０号、江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第１号）の概要について説明させていただきます。こちらにつきましても、３８万６，０００円の増額補正でございます。こちらにつきましては、介護保険の要支援１、２につきましては、本来は町が地域包括支援センターでケアプランを立てないといけないことではございますが、従来、国の指導からもありまして、基本的には委託居宅介護支援事業所に町が指定する居宅介護支援事業所に委託して事業を実施してまいりました。ところが今年度末になりまして、その指定する居宅介護支援事業所のケアマネージャーが相次いで退職するなどして、ケアプランが立てれないような状況になりまして、委託を受けていた分は全て町に返したいというような申し出がありました。そうしますと、町で、直営でしないといけないことになりまして、この度の予算では会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、ケアマネージャー１名を新たに８月１日から採用するための予算を計上させていただいております。報償費、職員手当、共済費、旅費などについてはそのための人件費でございます。委託料の１４８万８，０００円の減につきましては、町が委託で出しておりましたので、この部分が無くなりますので、その分の減と、あとエリア外からも居宅介護支援事業所のケアマネージャーをお願いしたりした分の交通費がかかっている部分がありまして、この１ｋｍあたり１１０円、そういったものを若干負担させていただくようなことをさせていただいておりまして、それも盛り込んでおりますが、結果的には委託料は１４８万円の減額でございます。この委託料の分を減額いたしましても不足する分につきましては、繰入金３８万６，０００円を増額させていただいているところでございます。こちらについては以上でございます。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　失礼します。議案第６１号、令和８年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。議案綴りをご覧いただければと思います。第２条、収益的収入及び支出の補正についてはご覧のとおりでございます。第３条、資本的収入及び支出の補正につきましてもご覧のとおりでございますが、資本的収入が資本的支出額に対して不足する５，３９１万８，０００円については、当年度分損益勘定留保資金５，３９１万８，０００円で補てんするものとするとしております。続きまして、隣のページでございます。第４条、企業債の補正でございます。こちらについては、起債の種類ごとに限度額の変更をさせてい

ただいております。左側が補正前、右側が補正後でございます。簡易水道事業につきましては、限度額、従前で４，９１０万円だったものを６，０９０万円に引き上げさせていただいております。下段でございますが、過疎対策事業につきましては、従前４，０２０万だったものを６，０８０万円に引き上げをさせていただいております。それ以外の条件は従前と変わりません。続きまして、第５条でございます。議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで、人件費でございます。予算第９条第１項第１号中７９２万３，０００円を８４０万６，０００円に改めるものでございます。続きまして、第６条でございます。他会計からの補助金でございます。予算第１０条中５，７８４万１，０００円を５，９７２万１，０００円に改めるものでございます。一般会計からの補助金でございます。おはぐりいただいて、２ページをご覧いただければと思います。予算明細書で詳細をご説明させていただきたいと思います。まず、上段の収益的収入及び支出でございます。まず、収入です。簡易水道事業収益といたしまして、補正予定額２２５万９，０００円でございます。内訳といたしまして、営業収益のほうでマイナスの１万円。それから、営業外収益のほうで２２６万９，０００円でございます。内訳といたしまして、補助金が１８８万円。こちらにつきましては、他会計からの補助金で減価償却費分がマイナス７万２，０００円。公債費の利息分の増で１９５万２，０００円となっております。他会計負担金につきましては、３８万９，０００円でございます。こちらにつきましては、人件費の増額分。失礼いたしました、こちら申し訳ありません。人件費分減という字になっておりますが、こちら増でございます。大変失礼いたしました。続きまして、支出の部でございます。簡易水道事業費用といたしまして、２２５万９，０００円の増額でございます。内訳としまして、営業費用で３０万７，０００円の増額でございます。更に内訳としまして、原水及び浄水費のほうで３，０００円の増額でございます。配水及び給水費につきまして、５０万１，０００円でございます。こちらは、主に職員の給与費の増額でございます。総係費のほうでマイナスの１９万７，０００円でございます。こちらにつきましては、メーターの検針費の減額、マイナスの１２万３，０００円。それから、負担金といたしまして、７万４，０００円の減額でございます。こちらにつきましては、県の簡易水道事業協会の負担金の減額でございます。営業外費用につきまして１９５万２，０００円の増額でございます。こちらにつきましては、企業債の利息に係るものの増額でございます。続きまして、下段でございます。資本的収入及び支出でございます。最初に収入でございます。資本的収入におきまして、３，８２２万５，０００円の増額でございます。内訳といたしまして、建設改良費で３，２４０万でございます。こちらにつきましては、内訳のほう右のほうに載せておりますが、大きなものでは、深山口水道の敷設新設工事でございます。それから

工事負担金でございます。こちらが５８３万８，０００円の増額でございます。こちらにつきましては、武庫地区で行っております、県営事業に伴う水道管の補償工事ということでございます。それから出資金につきましてマイナスで１万３，０００円でございます。支出の部でございます。資本的支出で３，８２２万５，０００円の増額でございます。内訳といたしましては、先程歳入のところで申し上げましたけど、これの支出関係のものが内容となっております。なお、他のページに給与明細日、貸借対照表、キャッシュ・フロー載せさせていただいております。ご覧いただければというふうに思います。

続きまして、議案第６２号、令和８年度江府町下水道等事業会計補正予算（第１号）についてご説明をさせていただきます。第１条、第２条はご覧いただければと思います。第３条、資本的収入及び支出の補正でございます。こちら第３条の１行目の終わりからですが、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額５，２６７万１，０００円は当年度分損益勘定留保資金５，２６７万１，０００円で補塡するものとするとしております。続きまして、その下でございます。申し訳ありません。ここでも若干ちょっと条数の間違いがございます。訂正をさせていただければと思います。最下段に第３条で、予算第９条中とありますが、ここの第３条を４条。隣りのページの一番上、第４条を第５条でお願いできればと思います。重ねて大変申し訳ございません。読み替えていただいた第４条でございますが、予算第９条中、６３０万８，０００円を７２２万１，０００円に改めるとありますが、こちらについては議会の議決を経なければ流用することができない経費ということで職員の人件費でございます。それから次ページ、読み替えていただいた第５条でございます。予算第１０条中、９，６５０万円を９，７６９万円に改めるとありますが、こちらにつきましては、他会計からの補助金ということで一般会計からの補助金を定めるものでございます。２枚おはぐりいただいて明細書のほうで詳細をご説明させていただければと思います。２ページでございます。まず、上段が収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、下水道事業収益が２１０万５，０００円でございます。営業収益が３，０００円の増、営業外収益について２１０万２，０００円の増でございます。こちらにつきましては、他会計の補助金のほうが１１９万円でございます。それから他会計負担金のほうが９１万２，０００円となっております。支出の部でご説明させていただきます。下水道事業費用につきまして、２１０万５，０００円の増額でございます。内訳ですが、営業費用のほうで９１万３，０００円の増額でございます。こちらについては、総係費の中の職員の人件費の増額分でございます。その下、営業外費用でございます。支払利息及び企業債取扱諸費ということで１１９万２，０００円の増額でございます。こちらにつきましては、企業債の利息でございます。下段に参りまして、資本的収入

及び支出でございます。まず、収入です。資本的収入につきましてマイナスの４，２８１万７，０００円でございます。内訳ですけども、出資金が１８万３，０００円の増額でございます。それから補助金につきましては、マイナスで４，３００万円でございます。こちらにつきましては、国の補助金の確定に伴う減額でございます。補助金が付かなかったということでございます。それから下段の支出の部でございます。資本的支出、マイナスの４，２８１万７，０００円でございます。内訳といたしまして、建設改良費で４，３００万円のマイナスでございます。これは先程の補助事業が採択にならなかったに伴いまして、歳出の減額をしておるものでございます。それから下段、企業債償還金でございます。建設企業債償還金といたしまして１８万３，０００円の増額でございます。こちらにつきましても、企業債の償還金ということで増額をさせていただいているところでございます。このほか給与費明細書、貸借対照表、キャッシュ・フローにつきましては、他ページのほうに記載しておりますので、ご覧いただければと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部　朝親君）　これから、議案等に対する質疑を行います。

質疑は、１議案ごとに処理進行いたします。

日程第１４、議案第５７号、令和８年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第２号）の質疑を行います。

３番、加藤邦樹議員。

○議員（３番　加藤　邦樹君）　本会議資料を見させていただいて何個かあるんですが、コミュニティパークプロモーション委託料１，３００万円についてなんですけども、町長のほうから最初に行政報告で事業状況というのが４月と５月のものを報告受けましたけれども、今回１，３００万円の補正が出ておりますが、このプロモーションの契約期間等、それと前回、前年度のものと整合性というのは大丈夫なんでしょうかというのが、まず一点教えていただけたらと思います。

○議長（阿部　朝親君）　生田課長。

○総務課長（生田　志保君）　契約期間は今年度いっぱいになろうかと思います。整合性とおっしゃいますのが今一つ私には理解できないんですが。

○議長（阿部　朝親君）　加藤邦樹議員。

○議員（３番　加藤　邦樹君）　今回１，３００万円の補正があります。契約期間というのは前年度の予算というのは別なんでしょうか。今回の予算というのが今年度のもので前年度の予算というのはまた前年度のものであるという考え方でいいんでしょうか。２年契約で今年度が１，３００万という考え方でいいんですか。全体で。

○議長（阿部　朝親君）　生田課長。

○総務課長（生田　志保君）　2年契約といいますのがちょっと理解に及ばないんですけれども。これはあくまで今年度分の経費でございます。もしかしたら、豊田アドバイザーという私が発言をしたので誤解が出たかもしれませんけど、こちらはアドバイザー経費とは別のものでございます。

○議長（阿部　朝親君）　加藤議員。

○議員（3番　加藤　邦樹君）　そうすると私が勘違いしていました。アドバイザーのことかと思っていたんですが、そうすると、報告に上がっているものはアドバイザー契約されたものという考え方でいいんですか。

○議長（阿部　朝親君）　生田課長。

○総務課長（生田　志保君）　報告に上がっているものというのは、何月何日に何をしたみたいなもの。そういうことになります。

○議長（阿部　朝親君）　いいですか。

川端登志一議員。

○議員（6番　川端　登志一君）　資料の5ページですが、総務費の中で陸上養殖支援2名分、地域おこし協力隊ということで募集をしているということでありましたけれども、この協力隊のこの2名というのはどんな内容の支援をするものですか。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　これから実際、サーモンの養殖が始まるわけですけども、現場でのそういった魚の日々のお世話です。餌をやったり魚の観察をしたりという育てる技術をまずは修得していただいて現場でそれを活用していただく、あとは販売等に係る事務というものもやっていただくことになると思うんですが、まずは、魚を育てる技術というのを習得して現場で働いていただくということになります。

○議長（阿部　朝親君）　6番、川端登志一議員。

○議員（6番　川端　登志一君）　この事業体がこの経営事業に関わっていると思います。以前、説明を受けたときにこのある事業体に決定をされてこの事業体が事業を進めるというふうに認識をしておりますがそうではないわけですか。事業体が主体でこの陸上養殖事業を進めるわけではないんですか。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　基本的には事業体のほうでそのサーモンの養殖販売っていうこ

とを行われるということでございます。町としてもまず水を活用したそこから新たな特産品づくりというところに繋がるところがありますので、この地域おこし協力隊の制度を活用してそちらのほうに当初は会計年度任用職員さんということで派遣を考えておりましたけども、非常に、応募の状況が非常にない状況でございますので、雇用形態を役場での会計年度任用職員という形ではなしに企業側のほうで雇用契約を結んでいただいて委嘱型での協力隊制度の活用を行っていく、支援をしていくという形のものでございます。

○議長（阿部　朝親君）　6番、川端登志一議員。

○議員（6番　川端　登志一君）　委嘱型で事業体で雇用してもらうということで、ここに予算が９１５万４，０００円ありますけれども、これは事業体からまた返してもらうんですか。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　基本的には返していただく予定はありません。

○議長（阿部　朝親君）　6番、川端登志一議員。

○議員（6番　川端　登志一君）　支援の様子は聞きましたけれども餌やりとか魚の世話をするというふうに伺いましたけれども、事業体いわゆる作業員のように聞こえますけれども事業体にはそういう作業をする人というのはおられないんですか。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　事業体のほうでそういった方と言いますか、魚の養殖等を勉強しておられる方がおられるかどうかっていうのは現時点では確認はしておりません。

○議長（阿部　朝親君）　白石町長。

○町長（白石　祐治君）　おそらく事業体が行うのに何で町のほうがお金を出して協力隊を入れるのかということがおっしゃりたいのかなというふうに思います。同じようなケースとして例えばジビエのことをやっておられるところがありますけれども、ここにも協力隊をちゃんと入れて支援をしております。なぜかというと、非常に重要な産業というか事業だと町のほうが認識しておりますので、この事業が上手くいくこと、それとこの協力隊も卒業したときにまたここで雇用していただいて継続する、で、定住していただくことも考えてのことでございますので、その他はご理解をいただけたらというふうに思います。

○議長（阿部　朝親君）　質問回数が3回ですので。（発言する者あり）

1議題3回までということを聞いておりますけども。

6番。

○議員（6番　川端　登志一君）　ちょっと要求をしておきたいと思います。この事業体の構成、

事業構成、あるいはこの事業に対する出資比率、そして会社の実態等を簡単な組織図あたりにしていただいて、それから費用の公費がどれだけ入って今後どういうようなことにするのかというようなことを分かりやすく示していただきたいと思いますので、それは要望しておきます。質問ではありません。

○議長（阿部　朝親君）　内容もということです。よろしくお願いします。

1番、前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　この地域おこし協力隊の委嘱型ということですけれども、これはすごく平たい言い方をすると、サーモン事業を町がすると、で、地元の方、若い方が自分は興味があってそこで働いてみたい、応募するのを公募をされるのを待っていたという方がもしいる可能性も十分にあると思うんですけれども、今回は町民の方ではなくて地域おこし協力隊っていうのは町外からっていう方に限定されるんでしょうか。ちょっと応募資格を確認させてください。

○議長（阿部　朝親君）　末次課長。

○産業建設課長（末次　義晃君）　そうですね、地域おこし協力隊の制度を活用ということになると町外の方、都市部からの方が対象ということになります。

○議長（阿部　朝親君）　1番、前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　そうすると、町長の説明としてブランディングと雇用もっていう話が以前ありましたけれども、雇用と言っても当然雇用を生むことにはなると思いますが、町内の方の雇用には繋がらないということは、目的としては筋が違ってくるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　白石町長。

○町長（白石　祐治君）　まだ、事業自体がまだ動いてないと、これがまた軌道に乗ってきて十分に採算が取れるということになってくると、町内雇用が生まれてくるんじゃないかと思います。今回、地域おこし協力隊を使って対応するというのは、一つには国のほうの財源をいただける手法であるということで支出上は、歳出上は、町が出すようになっておりますけれども、国のほうからその裏あてをいただくようなことで対応しようかということでございますので、直接、制度上その町民の方の雇用にはなりませんけれども、とりあえずその事業を成り立たせるために外部から人を入れてくるというものでございます。現町民さんの雇用には繋がっておりませんけれども、移住定住のほうの中には入るというふうに思っております。

○議長（阿部　朝親君）　前川議員。

○議員（1番　前川　文洋君）　川端登志一議員が言われたことと少し重複しますけれども、今回、

財源は国のほうからとしても公費を使って特定の企業の人件費を肩代わりする、ちょっと極端な言い方ですけれども、これが可能になってくると町内には大事な産業っていうのは当然ほかにもあると思いますので、様々な企業からしてもそういうことをうちでも出来ないのかというような話になってくると思います。私も同じように考えましたし、ほかの産業企業さんも同じように考えると思いますが、そういうことは今後可能になるということでよろしいでしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　白石町長。

○町長（白石　祐治君）　今、おっしゃったのは、例えば町内の企業さんが従業員がいないので町外から欲しいといったときに、町がこの制度を充ててやる気があるのかというふうに判断をいたしましたが、これはあくまでもこの施設は町がこの地方創生のお金を使って造ったものでありますし、地美恵に関してもそもそもは、耕作されている農地を荒らす害獣を駆除していただいたものを処理するという、そういうある程度、公的な目的がありますので、一般の普通の御商売のところに外から公費を充てて人を入れるということにはなじまないんじゃないかなというふうに思います。

○議長（阿部　朝親君）　１番、前川議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　ありがとうございます。意義がある事業ということも非常によく分かりますが、一方で地美恵と違ってこれは何かサーモンに困っている人が町内に居るとか、害獣に困っている人がいるってことでもなくて、また、それを作った食べ物、たんぱく源を町民の皆さんに食べていただくっていうことが直ちにできるわけではないということなんで、ちょっとその辺りは住民サービスにかなり間接的にしか影響しないものではないかなというふうに思います。

○議長（阿部　朝親君）　白石町長。

○町長（白石　祐治君）　この奥大山のサーモンに関しては、その地下水を使って育てるということでありますので、江府町の一番の財産である水について世の中にかなり普及できるんじゃないかなと期待を持っております。これが上手くいけば一つには江府町のイメージもアップ出来ますし、経済的な効果をいいますと、ふるさと納税の返礼品にして直接的に町のほうにお金が入ってくるとようなことも考えられますので、それなりに町のほうで力を入れているということでございます。

○議長（阿部　朝親君）　ほかよろしいですか。

前川議員、３回終わりましたんで。１議案について３回ということですので。

芦立議員。

○議員（４番　芦立　喜男君）　ふれ愛学舎のトイレ流し台のことについて、やっと動いたなという気がします。昨年の３月に終わって、クラファンが、２，８００万、約７１％ぐらいだったと思いますが、違っちょったらすみません。集めて。この度、５１９万３，０００円使うという話なんですが、ほかに何か具体的にこういうこともやりたいんだということがありましたらお願いします。

○議長（阿部　朝親君）　どなたか答弁求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　目的を示してご寄附いただいたものですので、なんでも使えるというものではありません。今回、ようやく使えるようになったということでございますけれども、これはやはりしっかり吟味して本当にお困りになっていて使うものから充てようと、で、基金の残が恐らくこれで出てきますので、将来的に俣野ふれ愛学舎で必要なものが生じた場合には、またこれもきちっと精査した上で充当できるのかなというふうに考えております。

○議長（阿部　朝親君）　前川議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　質問じゃないですけれども、これすみません。３回までというのは何を根拠に。

○議長（阿部　朝親君）　１議案３回までということは、どげ言うだ……（発言する者あり）以前のみなさんの議員の協議の中で１議案３回までの質問ということに決まっておるということでございますので、今後、そういうことを質問回数をどうするかっていうこと自体につきましては、また議会のほうで協議をして決めていきたいと思いますけど、今のところは、１議案３回までということになっています。

前川議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　理解できました。ただちょっといくつも今回補正予算の中で項目が多いので３回では当然収まらないぐらいの質問があるんですけれども、それでちょっと３回っていうのは。

○議長（阿部　朝親君）　今はそういうことを会議する場ではございませんので、また議会の中で協議したいと思いますんで、よろしくお願いします。

ほかありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１５、議案第５８号、令和８年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘

定）補正予算（第１号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１６、議案第５９号、令和８年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第１号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１７、議案第６０号、令和８年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第１号）の質疑を行います。

５番、森田議員。

○議員（５番　森田　哲也君）　サービス事業費の中の説明でケアマネージャーが委託先でおられなくなったので、町のほうで直営をしたという話ですが、現状を把握しますと、これからも益々必要な職員だと思いますが確保していくのは非常に難しい時代に入っていくんじゃないかなと心配するんですけれども、例えば今回この予算的にこういった手当をして継続性も確保されましたとしておりますというようなことがあるんでしょうか。また、予算上じゃなくてもこういった別に用意をしていますよと継続性ができるように、そういった策は何か計画しておられますか。

○議長（阿部　朝親君）　松原課長。

○住民生活課長（松原　順二君）　失礼します。今回の補正予算にはひとまず人件費、そういったものの予算の手当で直営でするような体制をとったというだけでございまして、今後については、先程おっしゃられますとおり、介護人材、特に福祉人材、医療系を含めてケアマネも含めて全て中山間地域不足しておりまして、こういったことは今、昨年度スタートしました日野郡の医療介護福祉である、そういった会で事業所の連携などをしながらとか、食い合いではなくてどっかに人材を集中してとか、そういう内輪での話し合いっていうのを実は担当者レベルではまだそういったのができないかみたいな話は、要は連携です。あとはサービスエリア外からまだちょっと一時的な協定は結んではしてますけど、米子から実はエリアがありまして、来ていただくためには余分な費用がないととても江府町の場合来れないということもありまして、あるいはそういった広域的なところから持ってくるというようなことも今後検討していければというところで、ただ具体的にはまだこれからでございます。

○議長（阿部　朝親君）　白石町長。

○町長（白石　祐治君）　補足いたしますと、県の町村会のレベルでいきますと県に要望している

ことが一つありまして、というのは、ケアマネージャーの業務をＡＩを使ってもうちょっと楽にできないかっていうようなことを県に対しては要望したところであります。町村会として。これはなかなかその色よい返事はちょっと聞かれなかったんですけど、今後の検討材料としてはなるのかなと思っております。それともう一つ、鳥取県の国保連合会こちらのほうがそのエリアを超えたケアマネを入れて支援していくっていうことを実際に令和８年度から始めるってことであります。ただ人数がかなり限定されていますし、エリアが広いのでどれだけできるのかちょっと分かりませんけどそういう動きは今起こりつつあるということでございます。

○議長（阿部　朝親君）　よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１８、議案第６１号、令和８年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

日程第１９、議案第６２号、令和８年度江府町下水道等事業会計補正予算（第１号）の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

────────────────・────・────────────────

日程第２０　議案第６３号　から　日程第３０　議案第７３号

○議長（阿部　朝親君）　日程第２０、議案第６３号、江府町農業委員会委員の任命についてから、日程第３０、議案第７３号、江府町農業委員会委員の任命についての以上１１件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石　祐治君）　議案第６３号から第７３号まで、江府町農業委員会委員の任命についてでございます。この１１議案でございますけれども、江府町農業委員会委員の任命について一括してご説明を申し上げます。本案は、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、江府町農業委員会委員を任命することにつきまして、議会の同意を得たく提案いたすものでございます。委員の定数は１１名、任期は、令和８年７月２０日から令和１１年７月１９日までの３

年間でございます。それでは候補者ごとの議案につきまして、ご説明申し上げます。詳細についてはそれぞれ議案の2ページ目をご覧ください。まず、議案第６３号でございます、川上卓也さん。議案第６４号は、木谷篤さん。議案第６５号は、桑原巧さん。議案第６６号は、松本良史さん。議案第６７号は、大岩徹さん。議案第６８号は、高津孝司さん。議案第６９号は、加藤直行さん。議案第７０号は、遠藤功さん。議案第７１号は、浦部明郎さん。議案第７２号は、船越征子さん。議案第７３号は、藤原光広さん。以上、１１名の委員の任命につきまして、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部　朝親君）　これより各議案に対する質疑を行います。

質疑のときは、議案番号をお示しの上、質疑をお願いいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部　朝親君）　ないので質疑を終結します。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（阿部　朝親君）　以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

１番、前川議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　動議を提出します。よろしいでしょうか。

○議長（阿部　朝親君）　なんでしょうか。

○議員（１番　前川　文洋君）　日程第１４議案第５７号、令和8年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第2号）ですけれども、先程ありましたように、一人当たり質問3問ということで議論が十分尽くされてないと思いますので、この部分に関しては一人3問までということを撤廃してより細かく議論すべきではないかと思います。議論することを望みます。

○議長（阿部　朝親君）　動議としてはいいですけでも、今までの議会の運営関係につきましては、１議案について3問までということが決まっておりますので、今現在、ここで討論はいたしません。よろしいでしょうか。議会運営委員会のほうで検討をさせていただければと思います。

前川議員。

○議員（１番　前川　文洋君）　それを一旦閉めてからするとこの質疑ができなくなるので、今ここで動議に対しての採決をとっていただいてということを求めています。動議ということで。

○議長（阿部　朝親君）　分かりました。会議規則を変える必要がありますけども、その会議規則をこの場の動議の中で変えることは出来ないと思いますので、議会運営委員会を開いて会議規則を変えるような方向での検討をさせていただければと思いますが、それ言う考え方ではだめでしょうか。（「検討されるんでしょ、検討しますって言われればいいじゃないですか。ここで多数

決で決める問題じゃない」と呼ぶ者あり）議会の関係で検討させてもらわないとここでは決めるわけにはなりませんので。そのようによろしくお願いしたいと思います。よろしいですか。今、現在は、会議規則がありますのでよろしくお願いします。ほかにありませんか。

以上で、本日の議事日程は無事終了いたしました。

これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

午前１１時５２分散会
